

JNET NEWSLETTER

U.S. business update for
Japanese companies

Issue 2 – 2015 JAPANESE EDITION

Contents

2015年 M&A見通し調査レポート	1
テクノロジー企業における内部調査の考察「2015年度トップ10」	8
コモディティトレーディング会社 – 税制および規制の変化に関する課題への対応	9
会計・監査アップデート	10
税務アップデート	13





2015年 M&A見通し調査レポート

ブーム復活：企業成長戦略をリードするM&A

序文

米国のM&Aが、ようやく景気後退前の水準を取り戻しました。2014年第3四半期までのM&A取引金額は、約1兆ドルに到達。同期間のM&A件数は5,843件と過去最高水準を記録し、前年同期と比べ取引件数で7%増、取引金額で33%増となりました。現在のM&A環境の特徴としては大型案件が多く、キンダー・モルガンによる関連会社の統合(710億ドル)や、メトロニックによるコヴィディエンの買収(430億ドル)などが挙げられます。これらのことから買い手企業は、戦略や成長目標に見合う対象企業であれば高額な買収金額を支払う用意があると見受けられます。

世界的な経済、市場に対する懸念にもかかわらず、米国のM&A当事者は低金利、記録的な株高、雇用者数の改善、豊富な手元資金という追い風を受けています。

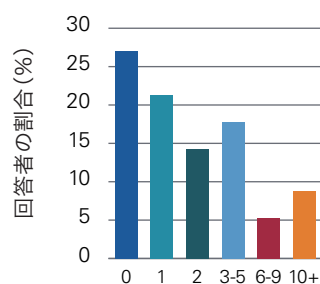
市場の方向性をより正確に理解するため、弊社KPMGは雑誌「Mergers &

Acquisition」の協力のもと、735名を超えるM&Aスペシャリスト(米国企業、プライベート・エクイティファンド、投資銀行)を対象とした調査を実施しました。回答者は楽観的な市場を反映し、今年は活発な投資活動を実施すると答えています。79%(昨年は66%)が自社またはファンドが2014年に少なくとも1件の買収を行ったと回答しており、17%が2件、12%が3件、そして13%は非常に意欲的で10件以上の買収を実施したと答えています。

買収機運の高まり

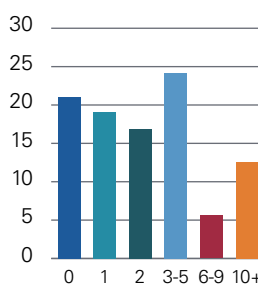
米国経済と市況が好調な状態を維持するとの予測に基づき、回答者の実に82%が2015年に1件以上の買収を計画しており、19%は2件、11%が3件、さらに10%が11件以上の買収を行う予定であると回答。ここ数年に比べてかなり多くの買収が予想されると報告している。

買収案件成立数－2013年



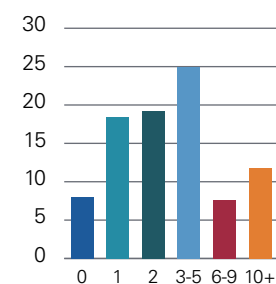
出典：KPMG調査

買収案件成立数－2014年



買収件数

買収組成予定件数－2015年

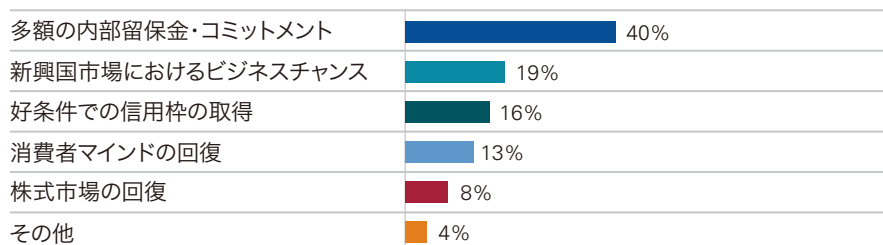


調査結果から、2015年のM&A活動を促進するマクロ経済要因が示唆される。KPMG全米地区Transactions&Restructuring(現Deal Advisory)代表・Dan Tiemann(以下、ティーマン)は、「消費者マインドの回復や、好調なクレジット市場、予想され

る本業成長の限界を背景に、米国企業やスポンサーは、バランスシート上の現金やプライベート・エクイティ(PE)の手元資金を使った買収活動による成長に意欲的になっている。」と説く。

¹ トムソン・ロイター

Q : 2015年のM&Aの活発化にもっとも影響を及ぼす要素とは？



ディール・アドバイザーによると「豊富な手元資金と良好な資金調達環境」により、取引は増加する。

戦略的機会が買い手を牽引

米国企業はつねに成長機会に目を光らせている。適切な買収対象企業を見つけるため、回答者の35%は買収候補の事業部、製品、および/または資産のポートフォリオを月次で調査し、27%は四半期ごとに調査している。

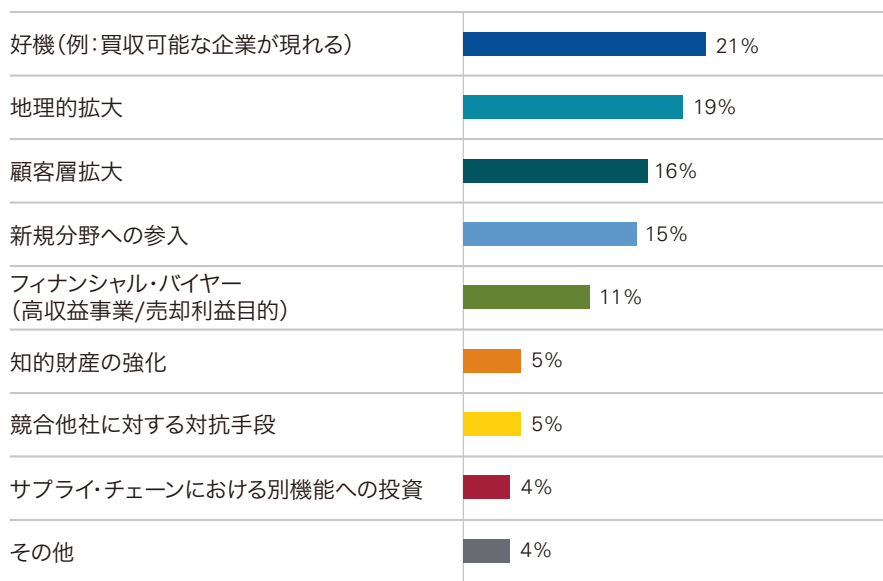
興味深いことに、2015年の望ましい出口戦略を尋ねたところ、回答者の64%がストラテジック・バイヤーへの売却と回答した。約18%はフィナンシャル・バイヤーへの売却、10%はIPO、8%はリファイナンスか借入の調達を行うと答えた。しかし、PEファンドは2015年に確実に活発化する予測で、

回答者の85%は少なくとも1件の投資を見込んでいる。KPMGのPE担当 National Sectorリーダー・Marc Moyers (以下、モイヤース)は、「PE投資家は昨今の全般的な経済動向、有利な借入条件、十分な利用可能資金という好条件に後押しされている。彼らの課題は、質の高い資産を妥当な価格で調達し、意義あるリターンを得ることだ。」と述べる。

2014年は多数の大型案件の成立により、世界中のM&A取引金額の増加率が取引件数の増加率を大きく上回った。この現象について質問したところ、複数の回答者が

買収企業は過去の経験に学び、戦略的に適合する投資先の選定により注意を払っている、と述べた。ある技術投資アドバイザーは「顧客の投資先選定基準が厳しくなっているため、取引件数は予想ほど増加していないが、選定基準や成長計画に見合う対象企業に対しては、顧客はプレミアムを支払う意向を持っている。」と述べている。また、ある工業生産企業幹部は「各社は投資案件の質により慎重になっている。つまり、投資家もより批判的な視点から、堅固な成長戦略を求めるようになっており、数ではなく質を重要視している。」と語る。

Q : 2015年にM&Aを実施するおもな理由とは？



M&Aへの強い関心の一方、回答者はさらなる売上増加のために、別の戦略を遂行する意向もある。もっとも回答が多かったのは、新製品開発による売上増加計画であった(38%)。次に多かったのは地理的拡大(28%)、そして新規分野への参入計画(18%)と続いた。

取引金額は増加の見込み

フェイスブックによるワッツアップの190億ドル買収といったトップニュースとなる大型M&A取引があるものの、ほとんどの回答者は今後のM&A環境も中小規模の取引が主流になると考えている。しかし取引金額においては昨年を上回ることが予想される。そして全回答者の半数は、自社が行う買収案件1件当たりの平均企業価値を250百万ドル以下と回答。また約27%が予想される平均取引金額を250百万ドルから499百万ドルと回答し、16%が500百万

ドルから999百万ドル、6%が十億ドルから50億ドルで、50億ドル超という回答者は1%未満だった。昨年の調査では、回答者の77%が自社による買収取引の平均企業価値は250百万ドル以下になると予想していたのは興味深い。取引が大型化する理由の一つには、企業利益とそれに基づく評価額の上昇が挙げられる。

弊社KPMGのM&A TAX担当National Sectorリーダー・Phil Cioffi (以下、チョ

フィ)は税金問題の複雑性を認識しながら、「M&A取引プロセスにおいてできるだけ早い段階で税金問題の特定と対処が可能であれば、取引金額に非常に有益な効果をもたらす」と語る。「主要な取引条件が決定されるまで待つてはならない。買い手は税務リスクに対処する機会や、最も効率の良い買収ストラクチャー? ならびに効果的な買収後の統合プロセスを採用する機会を逃してはならないのです。」

取引のリスクには要注意

M&A取引の規模が拡大するにつれ、成功に伴うリスクも大きくなる。M&Aの成功に最も重要な要素として一番多かった回答は、統合計画の的確な実行であった(43%)。これに関してティーマンも「最初の数ヶ月のロードマップを含む100日計画を策定することで、統合成果は大幅に改善し、取引が成功するチャンスが高まる」と述べている。その他の要点には、正確な企業価値評価(26%)や効果的なデューデリジェンス計画(18%)が挙げられた。統合に関する最も困難な課題には、社風や人事関連の問題(53%)、製品・サービスの統合と合理化(32%)、経理・財務の移行(25%)、顧客・サプライヤーの統合と合理化(23%)が続いた。つねに挙がるデューデリジェンスの難題には、将来の収入源評価(51%)、収益の質に関する課題(42%)、社風や人事

関連(28%)、コストシナジー分析および資産の質(それぞれ24%)などが含まれた。²

事業売却についても課題は存在する。回答者によると、事業売却時に発生する事業分離に関する最重要課題は、業務上の連携・関係の明確化(28%)である。事業分離に関するその他のおもな課題には、取引パラメータの理解(17%)、移行サービス契約範囲の合意(16%)、買い手がスタンダードローンコストを数値化する支援(13%)が挙げられた。「買い手は、データ重視型のデューデリジェンスを実施することで、エグゼキューション関連など多くの課題が緩和されることを知っておく必要がある。また売り手は、データ重視型の分析を用いることで、売却プロセスを促進し、より高い売値をつけ、売却後に起こりうる価値の損失を最小限に抑えることができる。」と、ティ

ーマンは語る。

今年いくつかの大型案件に重大な影響を及ぼしたことからわかるように、税金は依然として重要な課題であり、M&A取引からより多くの利益を得るためにも、できるだけ早い段階で考慮すべきものである。回答者の大半(70%)は、税金問題を取引当初から考慮していると回答。約26%が、主要な取引条件が設定された後に税金問題を検討しており、税金問題をまったく考慮しないという回答はわずか4%であった。約42%の企業幹部が、税金問題の複雑さは特に以前と変わらないと考える一方、39%は油断した場合に陥る税務上の「罠」が増えていると感じている。

² 複数回答可。

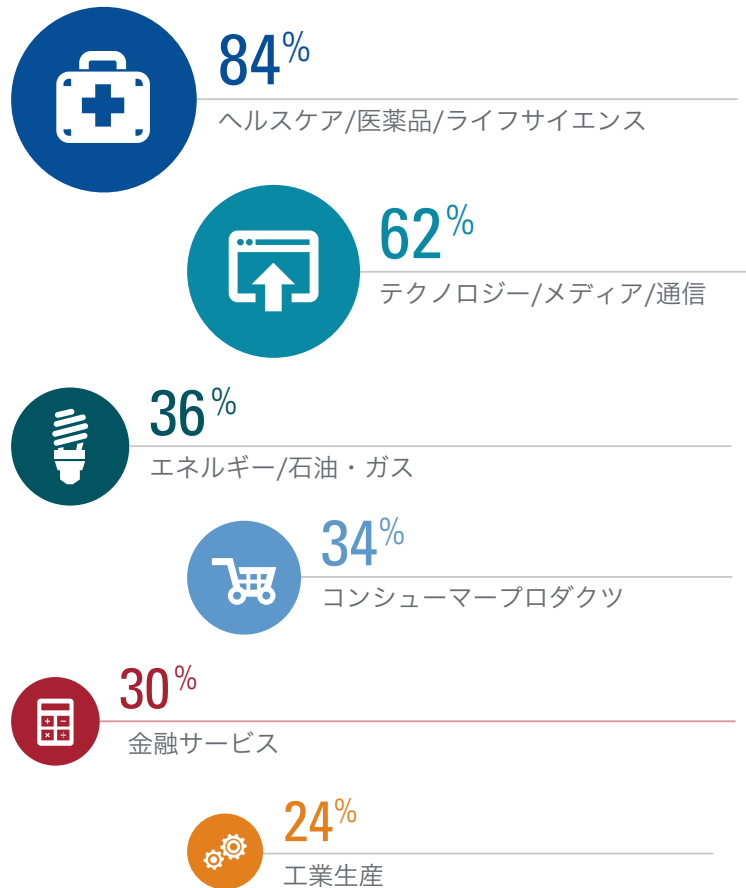
業界のトレンドおよび課題

予想通り、M&Aが最も活発化すると予想される業界は、変革が最も進行する業界であった。

Q：2015年に最も活発にM&Aが行われると予想される業界は？

最も活発にM&Aが行われると回答者が予想した業界は、ヘルスケア関連であった（84%）。また多くの取引が実施されると予想される他の業界には、テクノロジー/メディア/通信（62%）、エネルギー/石油・ガス（36%）、コンシューマープロダクツ（34%）が挙げられた。³

業界別M&A予想



各業界、それぞれ特殊な取引環境ならびに業界特有の課題や機会に取り組んでいる。

³ 昨年度の調査で最も活発な動きが予想された業界は、テクノロジー/メディア/通信、ヘルスケア/医薬品/ライフサイエンス、金融サービス、エネルギーであった。「マージャーマーケット」によれば、2014年の第3四半期までの期間に行われた取引の大半を占めた業界は、エネルギー、鉱業/ユーティリティ、コンシューマープロダクツ、工業/化学、金融サービス、テクノロジーであった。



ヘルスケア

案の定、ヘルスケア業界の回答者の大部分(74%)が、2015年の取引活動を牽引する最大の要因は患者保護並びに医療費負担適正化法⁴への業界対応と答え、続いて中核事業の統合や競争(45%)、顧客層拡大(26%)が挙げられた。もっとも活発なサブセクターに予想されたのは、病院(66%)、マネージド・ケア(37%)、診断(21%)、医薬品/バイオテクノロジー(21%)であった。M&A当事者にとって最も困難な課題には、規制/政治的課題、適切な対象企業の特定、買い手と売り手間の企業価値評価の相違(すべて42%)が挙げられた。⁵



コンシューマープロダクツ

回答者によれば、この業界における最も重要なM&Aのトレンドは、統合や競争への対応(41%)、製品・サービスの拡大(39%)、顧客層拡大(36%)である。一方、売却については非中核事業を売却する機会(58%)、好調な事業を現金化する機会(43%)、不採算事業を売却する機会(30%)が挙げられた。また最大の課題には、買い手と売り手間の企業価値評価の相違(52%)、適切な対象企業特定の難しさ(30%)、将来の業績予測(27%)が挙げられた。



ヘルスケア

この業界のM&Aを牽引する主要なトレンドには、モバイル・テクノロジー(54%)、クラウド(48%)、データ・アナリティクス(47%)、セキュリティ(38%)が挙がる。収益拡大と費用削減以外にテクノロジー企業がM&A取引を実施する目的としては、知的財産権/優秀な人材の獲得(50%)、新製品強化を目的とするポルトフォリオ買収(42%)、革新的な技術や製品の取得(41%)、市場参入(41%)、既存のテクノロジー・プラットフォームの拡大(40%)と続く。また今回の調査で、業界幹部が今年の取引における一般的な課題に挙げた回答のうち圧倒的に多かったのは、買い手と売り手間の企業価値評価の相違(67%)。他に、適切な対象企業特定の難しさ(39%)や、買い手と対象企業間の買収完了後の導入戦略に関するすり合わせ問題(25%)も挙げられた。



金融サービス

当業界の幹部は、M&Aを牽引する最も重要な動向として、顧客層拡大(42%)、大企業に有利となる規制の増加(40%)、中核事業の統合と競争への対応(38%)を挙げた。最も魅力的な分野に挙げたのは、金融テクノロジー(26%)、銀行(21%)、保険(17%)だった。金融サービス業界に対する政府の監視はますます強まっており、業界幹部はM&A当事者にとって最も困難な課題は、不確かな規制環境と政府の監視の強化(58%)と見ている。また、買い手と売り手間の企業価値評価の相違(50%)、適切な対象企業の特定(40%)も課題として挙げられた。



エネルギー

同業界で取引を牽引する要因には、中核事業の統合や競争への対応(54%)、地理的拡大(39%)、新技術および製品・サービスの拡大(ともに35%)が挙げられた。もっとも一般的な課題として、不確かな規制環境(48%)、買い手と売り手間の企業価値評価の相違(46%)、将来の業績予測(35%)、不安定なエネルギー価格(33%)が続いた。



一般製造業

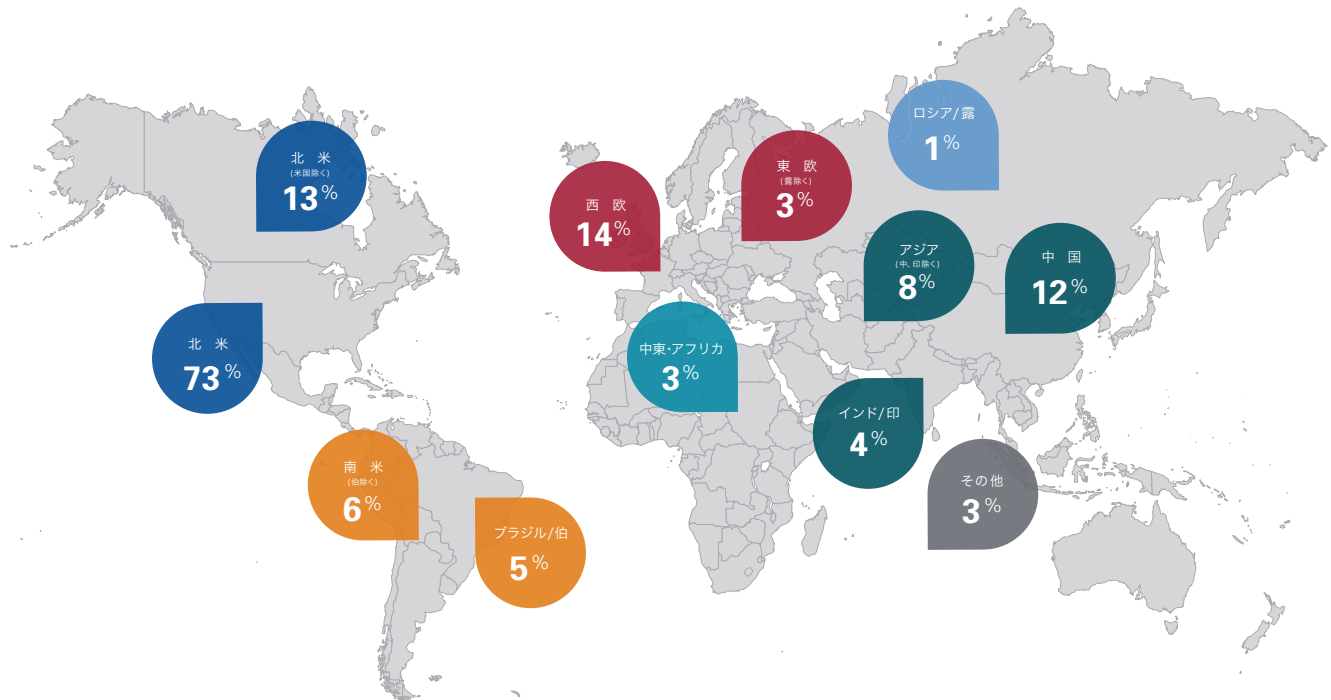
この業界における主なM&A誘引「M&A実行の理由?」は、市場アクセス(51%)、技術的進歩(31%)、コスト削減(28%)のニーズであった。事業売却理由には、非中核事業を売却する機会(73%)、好調な事業を現金化する機会(38%)、不採算事業を売却する機会(32%)が挙げられた。M&A取引実行における最も一般的な課題は買い手と売り手間の企業価値評価の相違(61%)で、適切な対象企業特定の難しさ(39%)、将来の業績予測の難しさ(36%)と続いた。

⁴ 正式名称 The Patient Protection and Affordable Care Act (PPACA)

⁵ 複数回答可。

米国の牽引

Q：2015年の主な投資先となる地域または国とは？



今日に至る今年の米国向け投資額は、世界中の取引総額の44%超という記録的なシェアを占めた。投資家にとって、米国の相対的に健全な成長率、経済の回復、そして自由な金融市場が魅力となっている。また回答者は、投資先としての米国の人気は来年も続く予想している。弊社KPMGのM&Aグローバルヘッド・Phil Isom (以

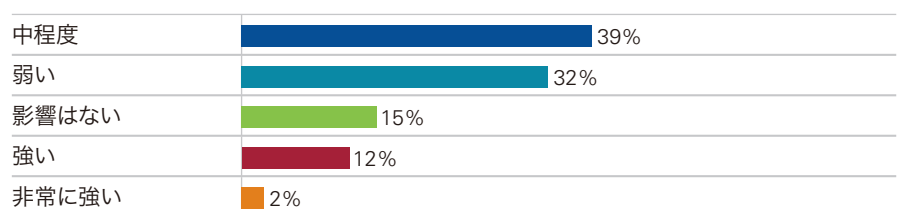
下、アイソム)は、「買収企業はつねにクロスボーダー取引の機会を注視しているが、世界経済の不確実性が投資判断に影響を与えている。他の市場に比べて米国市場は魅力的で安定しているものの、長引くドル高が米国資産を狙う外国人投資家にとってはマイナスに影響するだろう」と述べる。

政府による金融政策は中程度重要

金利や連邦準備制度理事会 (以下、FRB) の政策が見出しを飾るのはつねだが、回答者は政府の政策は自社のM&A戦略にあまり影響を及ぼさないと回答。利上げ予想が向こう2年間のM&Aに与える影響に関する問いには、46%がまだ何とも言えないと答えたのに対し、34%は大きな影響

はない、そして20%は取引件数が減少すると答えた。企業やファンドの資金調達または借り換えの判断に及ぼすFRBの政策の重要性についても、回答にばらつきが見られた。39%が、FRBの政策による影響は「中程度」と回答し、32%が「弱い」、15%が「ない」と続いた。

Q：FRBの金融政策が資金調達や借り換えに関する判断に及ぼす影響は？



過半数を超える回答者(54%)が来年下半年に金利が上昇すると見込む一方、23%は2015年の前半か2016年に金利が上昇すると予想している。現在の低金利環境は株式市場に好影響を与え、S&P500の終値は今年になって数回更新された。現在の株価は高すぎるか?という質問に対して、過半数が「高すぎる」と回答。その回答は全

体の59%で、残り41%は高くないと答えた。アイソムは、「資本市場と債券市場の見通しは引き続き明るく、M&Aはまだ債券市場の膨大な流動性を使い切っていない。この流動性により借入コストが低下し、M&A向けのより柔軟な借入パッケージが可能となり、市場におけるM&Aの拡大をさらに加速させている。」と評する。

結論

M&Aプロフェッショナルはここ数年、景気停滞が過ぎ去るのを待ちわびていました。そして2014年を境にM&A当事者が意欲的にM&Aを受け入れたため、回答者は2015年も非常に活発な年になると予想していることが明らかになりました。健全なクレジット市場、多額の内部留保金、雇用者数の増加といった経済基調のすべてが、

回答者の回答を裏付けています。M&Aに意欲を示す一方で、M&A当事者は取引の成功には優れた戦略、包括的なデューデリジェンス、的確に策定された統合計画が必要であることを認識しています。そして、これら極めて複雑なプロセスを軌道に乗せて初めて、買収による株主や投資家のリターン増加を享受できることになります。

KPMGのM&Aプラクティス

KPMGは、お客様が成長戦略を特定・評価・実行するに当たり、投資家目線によるアプローチを用いて皆様のニーズに対応できる体制を整えています。ベンチマーク化、戦略的収益性の見識、その他のデータや分析手法等を駆使し、お客様の買収候補企業や市場から入手した莫大な情報の選別をお手伝いいたします。Transactions&Restructuring (Deal Advisory) プラクティスでは、M&A取引を含む投資評価や実施に至るまで、取引前のプランニングや対象企業の特定、デューデリジェンス、事業統合といった過程で、お客様をサポートい

たします。

あらゆる取引には税金問題がつきものです。事業買収・売却・合併・再編のいずれを行うにしても、それに伴う税金問題を理解し、準備しておくことで取引リスクを軽減し、チャンスを広げることが可能になります。弊社M&A Taxプラクティスでは、お客様の事業ライフサイクルを通じて効果的なタックスプランニングを策定する事により、お客様をご支援いたします。

PE業界は、資本市場に並ぶ重要な投資先へと成長しました。ファイナンシャル・

エンジニアリングの域を超えて価値拡大、業績改善、既存資産運用の向上からの成果を求める企業にとって、PEは格好な選択肢となっています。PEプラクティスでは、この業界特有の課題に対する支援とともに、PEサイクルの重要な局面を乗り切るサービスをご提供いたします。KPMGの豊富な経験とグローバル・ネットワークを活かしたさまざまなサービスを通じ、お客様やお客様のポートフォリオに高い付加価値を生み出すパートナーとして、ご用命下さい。

For more information, contact one of our M&A professionals:

Phil Cioffi

National Leader, M&A Tax
KPMG LLP (U.S.)
212-872-2160
pcioffi@kpmg.com

Phil Isom

Global Head of M&A
KPMG LLP (U.S.)
312-665-1911
pisom@kpmg.com

Marc Moyers

National Sector Leader, Private Equity
KPMG LLP (U.S.)
212-954-1952
mbmoyers@kpmg.com

Dan Tiemann

National Leader, Transactions & Restructuring
KPMG LLP (U.S.)
312-665-3599
dantiemann@kpmg.com

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や事業体の状況への対処を意図するものではありません。当社では正確な情報を適時に提供しよう努めていますが、当該情報を受領した時点あるいは将来における情報の正確性について保証するものではありません。これらの情報は、特定の状況に関する十分な検証に基づく専門家の適切なアドバイスを得たうえでご利用ください。



テクノロジー企業における内部調査の考察 「2015年度トップ10」

KPMGが毎年公表しているテクノロジー企業における内部監査の考察「2015年度トップ10」では、今日の困難な環境において企業が主要なリスクをより効果的に管理するために内部監査が果たす重要な役割に焦点を当てています。

本年度版では、破壊的技術が機会を創出すると共に新たなリスク要因にもなりうるという意味において、内部監査の重点分野を決定する際に引き続き重要であることが改めて示されています。

2015年度のトップ10:

- ① サイバーセキュリティ
- ② 知的財産の保護
- ③ ビジネスモデルの進化
- ④ 国際的事業運営
- ⑤ ベンダーマネジメント
- ⑥ 政府機関との契約
- ⑦ システムの導入及びアップグレード：クラウドへの移行
- ⑧ 合併、買収、売却
- ⑨ 顧客との契約から生じる収益
- ⑩ データ分析の利用と内部監査の継続的なモニタリング

これらの分野は重複していることが多く、これは今日のグローバル市場において我々の組織がいかに緊密に連携しているかを物語っています。例えば、主要な提携先との取引には知的財産の交換が含まれており、提

携先のセキュリティの枠組みと手続き、業績、契約の遵守状況をモニタリングする重要性を強調しています。同様にビジネスモデルの進化は、新たな技術に支えられて可能になるケースも多く見られますが、その一例として、クラウド・イニシアチブによりコストとリスクを削減しつつ事業パフォーマンスを向上させることが挙げられます。

こうした相互関係は、組織がこれらのリスクに総合的、また個別に対処する際に内部監査が果たす役割の価値を強調しています。KPMG LLP (KPMG) の選択するリスク分野は、以下を含む多数のインプットに基づいています。

- テクノロジー企業の最高監査責任者との協議
- KPMGのテクノロジー内部監査の共有フォーラム
- テクノロジー企業を担当するKPMGのプロフェッショナルによる見識
- KPMGの調査データ

次ページ以降で述べる重点分野トップ10では、テクノロジー企業が戦略評価及び投資を行う際に直面する主なリスクについて検討しています。これらのすべての重点分野は、2015年度に向けて企業が対処している主要なリスク要因に焦点を当てています。

注：すべてのテクノロジー企業には独自性があるため、内部監査計画は各企業独自のリスク分析に依拠して策定することが重要です。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

KPMG Internal Audit: Top 10 Considerations in 2015 for Technology Companies (英文) >

<https://www.kpmg.com/US/en/industry/technology/Documents/top10-in-2015.pdf>

ご質問 本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。



コモディティトレーディング会社 – 税制および規制の変化に関する課題への対応

エネルギーおよび天然資源(ENR)業界の会社に対して、地域的、世界的にコモディティトレーディング業務を集約した別会社の活用は競争面で多大なアドヴァンテージをもたらします。しかしながら、規制の強化、市場環境の変化、国際的な税制改正に伴い、コモディティトレーディング会社の優位性を維持することがますます困難になっています。

「コモディティトレーディング会社 – 税制および規制の変化に関する課題への対応」は、2012年のレポート「コモディティトレーディング会社：重要な成功要因としてのトレーディングの集約化」の更新版レポートです。2012年のレポートでは、KPMGの世界中のメンバーファームに属するENR業界の税制と経営コンサルティング担当のプロフェッショナルが、当時注目を集めつつあったこれらの事業モデルについて、ビジネス上また税務上の観点から調査し、そのメリットとリスクについて解説しました。

2012年以降、石油、ガス、鉱業、農業、そしてコモディティトレーディング業者を取り巻く世界的な環境は大きく変化しました。各種規制の変更は本格化し、国際的な税制改革の方向性はやや明確になりましたが、現在の価格の変動性(特に原油価格)による長期的な影響はいまだ不明です。しかしこうした状況が生じていることにより、今がコ

モディティトレーディング業界を変換させているトレンドや展開を評価するための好機となっています。

そこで、今回の2015年版では、以下の質問に対するKPMGのENR担当プロフェッショナルの見解をまとめました。本レポートでは、グローバル企業が集約化されたコモディティトレーディング事業から多大な便益を享受し続けるためにはどうすればよいか、またそれは劇的な変化を続けるグローバル市場をうまく乗り切る能力の有無にかかっていることを説いています。

- コモディティトレーディング事業モデルに対し、商業上、規制上の圧力がどの程度影響しているか？
- 税源浸食と利益移転の対応に関するグローバルな動きのどの側面が、国際的なコモディティトレーディングの構造に関して最大の課題となっているか？
- コモディティトレーディング業者は、これらの課題に対応し、今後も事業を繁栄させるためには何をすべきか？

本レポートでは、グローバル企業が集約化されたコモディティトレーディング事業から多大な便益を享受し続けるためにはどうすればよいか、またそれは劇的な変化を続けるグローバル市場をうまく乗り切る能力の有無にかかっていることを説いています。

詳細に関しては、レポート全文を下記リンクよりダウンロードしてください。

ダウンロード

Commodity Trading Companies – Meeting the Challenges of Tax and Regulatory Changes (英文) >

<http://www.kpmg.com/Global/en/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Documents/ENR-tax-commodities-trading-2015.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは us-kpmg-jp@kpmg.com までご連絡ください。

ここに記載された情報は一般的な性質のものであり、特定の個人や事業体の状況への対処を意図するものではありません。当社では正確な情報を適時に提供しよう努めていますが、当該情報を受領した時点あるいは将来における情報の正確性について保証するものではありません。これらの情報は、特定の状況に関する十分な検証に基づく専門家の適切なアドバイスを得たうえでご利用ください。

© 2015 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.



連絡先



前川 武俊
KPMG LLP
監査部門パートナー
E: tmaekawa@kpmg.com

会計・監査アップデート

「会計・監査アップデート」では、毎号、米国の会計・監査に関する基準やその他の動きで、在米日系企業の皆様に関心があるかと思われる事柄に関する最新情報を提供しています。詳細は、当社 Department of Professional Practice 発行の『Defining Issues』をご参照ください。

<http://search.kpmginstitutes.com/?bigi=1&q=Defining+Issues&x=0&y=0>

FASB/IASB－新しい収益認識基準の改訂案

FASBとIASB(以下、両ボード)は、2015年2月18日に、ライセンス契約及び個別の履行義務の識別に関する、新しい収益認識基準の改訂案を公表することに合意しました。この改訂案による変更は、マスメディア、製薬、ソフトウェア、通信を含む多様な業界において、新しい収益認識を適用する際の論点に対応することを目的としています。FASBの提案する改訂案はIASB案に比較すると、より広範囲で詳細なものになっていますが、両ボードはこの改訂案は新しい収益基準を明確化するものであり、収益認識の基本原則を変えるものではないことに合意しています。

Defining Issues 15-5 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-5-revenue-clarifications.pdf>

FASB－ASU第2015-02号「連結の要否に対する分析方法の改訂」を公表

FASBは、2015年2月18日に、会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 第2015-02号「連結の要否に対する分析方法の改訂」を公表しました。このASUは報告企業が以下の事項を評価する方法を変更します。

- (a) リミテッド・パートナーシップ及び類似の事業体を連結するか否か
- (b) 意思決定者またはサービス提供者への報酬が変動持分事業体 (variable interest entity, VIE) の変動持分に該当するか否か

(c) 報告企業の関連会社が保有するVIEの変動持分により、当該VIEを連結することが求められるか否か

これによりASU第2010-10号による「ASU第2009-17号 特定の投資会社及び類似の事業体に対するVIE連結規定」の適用延期は廃止されました。また、ASU第2015-02号は、1940年投資会社法Rule2a-7の遵守を要求されている、あるいは、類似の要件に従って運用されているマネー・マーケット・ファンドを、U.S. GAAP上の連結規定から除外しています。このASUは、リミテッド・パートナーシップに類似していない事業体がVIEであるか否かを決定する際の、事業体に対する議決権の評価方法を大幅に変更しており、そのため意思決定権の行使が契約上取り決められている事業体に対する判断に影響する可能性があります。

Defining Issues 15-6 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-6-consolidation.pdf>

FASB－ASU案「区分処理される組込デリバティブを含む複合金融商品の開示」についてのコメントを募集

FASBは、財務諸表において複合金融商品 (Hybrid financial instruments) の新しい情報の開示を義務付ける会計基準更新書 (Accounting Standards Update, ASU) 案「区分処理される組み込みデリバティブを含む複合金融商品の開示」について利害関係者からのコメントを募集しました。

Defining Issues 15-7 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/di-15-7-hybrid-financial.pdf>

FASB/IASB－リース会計に関する再審議は最終段階へ

Defining Issues 15-8は、2014年10月以降に行われましたFASB及びIASB(以下、両ボード)による、リース会計に関する重要な決定の概要及びその潜在的な影響に対するKPMGの見解に関するものです。

2015年1月に両ボードは借手に関する開示について討議した後、各ボードで新基準への移行措置及びその他の事項について審議しました。2014年3月以降に開催されている一連の会議と同様に、両ボードはいくつかの提案の再審議について合意したものの、その他の重要な項目については合意に至りませんでした。

両ボードは審議をほぼ終了し、最終版基準書の作成を始めるよう、それぞれのスタッフに指示しました。両ボードによる新基準には多くの相違点が存在しますが、その中でも最も重要な相違はリースの借手(lessee)の会計処理に関するものです。両ボードとも、最終版基準書の公表を2015年中に予定していますが、適用日は未定です。

Defining Issues 15-8 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-8-lease.pdf>

FASB-金融商品の減損の移行規定及び開示についての暫定合意

2015年2月、3月のFASB Board会議において、FASBは、以下の事項について決定しました。

- (1) 購入時に信用が毀損している (purchased-credit impaired, PCI) 金融資産及び減損が一時的でない (other-than-temporarily) 負債証券に関する規定の移行措置
- (2) 金融商品の減損について提案されている新基準案に含まれる開示規定

FASBは、最終版基準書のドラフト作成をスタッフに指示して、次回以降のボード会議で適用日を審議する予定です。

Defining Issues 15-9 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-9-impairment.pdf>

EITF-2つの最終コンセンサスと3つのコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会(Emerging Issues Task Force, EITF)は、2015年3月19日の会議において、5つの論点について討議して以下のコンセンサスを承認しました。

- MLP(Master Limited Partnership)のドロップダウン(dropdown)取引の1口当たりの過去利益の影響(EITF論点14-A)
- 1株当たり純資産価値(またはそれに準ずるもの)を算定する特定の企業への投資に関する開示(EITF論点14-B)

EITFはまた、以下の論点についてコンセンサス案に至りました。

- ノードル・エネルギー市場(Nodal Energy Market)における特定の電力契約への通常の購入及び販売の除外の適用(EITF論点15-A)
- プリペイド・ストアード・バリュー・カード(Stored-Value Card, SVC)の未使用額の認識(EITF論点15-B)
- 従業員給付制度の簡素化(EITF論点15-C)

Defining Issues 15-10 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-10-eitf-two-final.pdf>

FASB/IASB-収益認識に関する基準の明確化を提案

FASB及びIASB(以下、両ボード)は、2015年3月18日に開催した合同会議において、収益認識基準の移行に関する実務上の簡便法(practical expedient)を追加するためにそれぞれの基準の修正案を提案しました。FASBは、企業が売上税に関して純額で表示する会計方針を選択することを承認する実務上の簡便法を提案する予定で、現金以外の対価及び回収可能性の判断に関するガイダンスを明確化することを決定しました。FASBはまた、代理人関係(sales versus agent)に関するガイダンスの明確化について、引き続き調査するよう、スタッフに指示しました。

IASBは、コンバージェンスを維持するためにIASB基準の変更が必要になるか否かを判断するため、FASBによる基準の設定を注視しています。

Defining Issues 15-11 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-11-revenue-clarifications.pdf>

FASB-新しい収益認識基準に関する適用日の一年延期の提案を決定

FASBは、2015年4月1日に、すべての企業に対して収益認識基準の適用日の1年延期を提案することを決定しました。企業はこの基準によって変更されることになる会計システム、プロセス、及びコントロールをより効果的に運用するために、この一年延期を有効活用すべきと考えられます。

Defining Issues 15-12 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-12-revenue-deferral.pdf>

FASB/IASB-収益認識に関する合同の移行リソース・グループが顧客に支払われる対価について討議

FASB及びIASB(以下、両ボード)の収益に関する合同の移行リソース・グループ(Transition Resource Group, TRG)は、2015年3月30日の会議において、新収益基準に関する複数の論点を協議しました。TRG及びFASBは、利害関係者は多くの論点に対して新収益基準のガイダンスを理解し、適用することが出来ると考えています。しかし、一部特定の論点については、FASBは実務上の取り扱いの差異を減らすために、追加のガイダンスの公表または基準の設定を行う可能性があります。両ボードはまた、TRGによる提言をいつまで受け入れ続けるか検討中です。

Defining Issues 15-13 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-13-trg-consideration.pdf>

FASB-ASU 第2015-03号「債券発行コストに関する表示の簡素化」を公表

FASBは、2015年4月7日に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)第2015-03号「債券発行コストに関する表示の簡素化」を公表しました。

このASUを適用することにより、企業は債券発行コストを、債券のディスカウントに関する表示と同様に、貸借対照表上の関連する債務から直接控除する形で表示することになります。企業は今後、債券発行コストを、関連する債務からの資金受領前

に生じる場合を除いて、別個の資産としては計上しません。この変更により、債券発行コストに関する表示が、U.S. GAAPとIFRSでより密接に整合することになります。

ASU第2015-03号は、公開営利企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度及びその会計年度の期中会計期間から適用されます。その他すべて企業に対しては、2015年12月16日以降開始する会計年度、及び2016年12月16日以降開始する会計年度の期中会計期間から適用されます。

Defining Issues 15-14 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-14-presentation-debt.pdf>

FASB－ASU 第2015-05号「クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払う料金の会計処理」を公表

FASBは、2015年4月15日に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU) 第2015-05号「クラウド・コンピューティング契約において顧客が支払う料金の会計処理」を公表しました。このASUは、ソフトウェア・ライセンスの取得、サービスの受領、またはその両方のためにクラウド・コンピューティング契約に基づき顧客が支払う料金の会計処理を明確化し

ています。ASU第2015-05号は、クラウド・コンピューティング契約にソフトウェア・ライセンスが含まれるか否かを顧客が判断するための要件を提示しています。このASUは、金利・税金・償却費控除前利益(EBITDA)などの特定の財務指標やキャッシュ・フロー計算書上の区分に影響を与える可能性があります。

Defining Issues 15-15 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-15-cloud.pdf>

SEC－公募による資金調達免除規定を最終承認

SECは、2015年3月25日に、Regulation Aを改訂し、公募による資金調達に対する規定免除の要件を、12ヶ月間で5百万ドルまでの株式公募から同期間で50百万ドルまでに引き上げ、適格発行者が準拠すべき2層のフレームワークを作成しました。Jumpstart Our Business Startups Act (JOBS Act)による要件は、有効な投資家保護を提供すると同時に、小規模企業が資本を集めることをより容易にすることを目的としています。

Defining Issues 15-16 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-16-sec-exempt.pdf>

FASB－雇用主の確定給付制度債務及び制度資産の測定日に関する実務上の簡便法を公表

FASBは、2015年4月15日に、会計年度末が月末でない雇用主に、確定給付制度債務及び退職後給付債務並びに制度資産の公正価値を、企業の会計年度末に最も近い月末時点で測定することを認める実務上の簡便法に関するガイダンス (ASU 第2015-04号) を公表しました。

FASBはまた、重要な事象(制度の変更、清算、縮小など)の発生に対応する、期中における再測定を最も近い月末時点で行うことをすべての雇用者に認める、同様の実務的な簡便法を提供しています。

従業員給付制度自体の財務諸表はこの改訂の適用外となります。

Defining Issues 15-17 >

<http://www.kpmg-institutes.com/content/dam/kpmg/financialreportingnetwork/pdf/2015/defining-issues-15-17-expedient-measurement.pdf>

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。



税務アップデート

「税務アップデート」では、米国の税務に関する立法、司法、行政動向のうち、在米日系企業に影響が大きいと思われるものについて最新情報を提供しています。

2015年4月

ホワイトハウスが日米租税条約改定議定書を連邦議会上院に送付

4月13日、ホワイトハウスは、日米租税条約改定議定書を連邦議会上院に送付したことを発表しました。

議定書は、2013年1月に署名されており、これが批准され発効すれば、2003年版の日米租税条約が改正され、日米両国が他国と締結している条約と近い内容となります。

現在、連邦議会上院では、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリー、チリ、ポーランド、スペインとの租税条約およびOECD税務行政共助条約の改正の批准が待たれています。このうち、スイス、ルクセンブルグ、ハンガリー、チリ、OECDとの条約改正議定書の批准は上院外交委員会により承認され、本会議での審議に回されています。上院本会議では、伝統的に租税条約改正議定書の批准は全会一致が慣習となっているため、議員が一人でも反対すれば批准手続は中断され、合衆国憲法で定められた外国との条約の批准要件である時間無制限の審議と3分の2の議員による賛成が必要となります。2014年5月には、ランド・ポール議員(共和党、ケンタッキー州選出)がスイスとの租税条約改正議定書の批准に際し、全会一致での批准に同意しなかったことがあります。

ニューヨーク市法人税法を州法人税と整合化

4月13日、ニューヨーク市の法人税法および銀行税法を昨年成立したニューヨーク州の税法改正の内容に準拠して改正するとともに、昨年度の州税改正の規定上のエラーを修正する法案がクオモニューヨーク州知事の署名により成立しました。今回成立した法律は、2015年1月1日以降に開始する課税年度に遡及適用されます。

昨年度成立したニューヨーク州税法の改正と同様に、ニューヨーク市の法人税法は銀行税法と統一されます。また、ニューヨーク

市の新法人税の規定は、次の点をはじめとする相当な部分がニューヨーク州の法人事業税の規定に準拠したものとなっています。

- 納税者は、① ニューヨーク市に配賦された事業所得に基づく税額、② ニューヨーク市に配賦された事業資本に基づく税額、③ ニューヨーク市源泉の総収入額に基づく定額最低税額のうち、最も高い税額を納付する。子会社資本税は撤廃。
- 総額所得課税標準および繰越欠損金に関する規定を大幅に改定。
- 顧客の所在地に基づく収入の源泉地決定ルールおよび適格金融商品からの収益の8%をニューヨーク市源泉と見なす選択制度を導入。
- ユニタリー合算申告規定を導入。合算申告を行うための「重要な関連会社間取引要件」を撤廃。

一部、ニューヨーク市税の規定はニューヨーク州税の規定と一致していませんが、その多くは税率に関する規定となっています。

連邦議会下院が売上税控除規定の恒久化および遺産税撤廃法案を可決

4月16日、連邦議会下院は、個人納税者が州・地方売上税を控除する選択を行う規定を恒久化する法案(下院法案622号「2015年州・地方売上税控除公正化法」)および連邦遺産税を撤廃する法案(下院法案1105号「2015年「死税(Death Tax)」撤廃法」)を可決しました。

州・地方所得税の代わりに州・地方売上税について項目別控除を認める規定を恒久化する下院法案622号は、272対152で可決されました。この規定は、2004年に時限立法で成立した法律に基づくものであり、その後数回の延長がなされています。直近では、2014年増税回避法により、2014年12月31日以前に開始する課税年度への適用が認められています。

連絡先



野本 誠
KPMG LLP
税務部門パートナー
E: mnomoto@kpmg.com

240対176で可決された2015年「死税」撤廃法は、法案成立後に被相続人が死亡したケースについて、遺産税ならびに隔世移転税を廃止するものです。この法案では、贈与税は廃止されませんが、最高限界税率を35パーセントに引き下げるとしています。生涯免税枠は、従来通り5百万ドル(2012年以降はインフレ調整あり)となっています。また、相続もしくは贈与により取得した資産の簿価に関するルールも変更されないため、これらの資産の簿価は原則として従来通り時価となります。

上院での審議は未定ですが、オバマ政権は、政権政策声明を発表し、これらの法案に「強硬に反対する」としています。

試験研究費税額控除の関連者間配賦に関する財務省規則

4月2日、財務省およびIRSは、試験研究費税額控除の関連者間配賦に関する暫定規則

(T.D. 9717)および同内容の規則草案(REG-133489-13)を発表しました。試験研究費税額控除の計算上、すべての関連者は単一納税者として取り扱われます。このため、関連者グループ単位で計算された試験研究費税額控除は、グループ内の各社に配賦する必要があります。

2011年12月31日以前に開始する課税年度については、以下の2段階での配賦が義務づけられていました。

- グループの税額控除が個社の税額控除の合計額を超えない部分については、個社単体の税額控除に比例して配賦。
- グループの税額控除が個社の税額控除の合計額を超える場合、当該超過額は個社単体の適格試験研究費の支出額に応じて配賦。

2012年米国納税者救済法(2013年1月2日成立)により、2012年1月1日以降に開始

する課税年度については、個社の適格試験研究費に応じて配賦することが義務づけられました。これを受けて、2013年3月、IRSは、各課税年度において個社が支出した適格試験研究費に応じてグループの試験研究費税額控除を配賦し、個社単体の税額控除額は問わないとする公告2013-20号を発表しました。

今回発表された暫定規則は、この公告の配賦方法を踏襲するもので、関連者グループ内の個社単体での税額控除額を計算する必要はありません。当該暫定規則は、2015年4月3日以降に開始する課税年度に適用され、2018年4月2日に失効します。納税者は、暫定規則を2012年1月1日以降2015年4月2日以前に開始する課税年度に遡及適用することを選択できますが、この選択を行わない場合、これらの年度には公告2013-20の規定が適用されます。

2015年3月

2014年度APA統計を発表

3月30日、IRSは、暦年2014年分の事前確認(APA)プログラムに関する統計を発表しました。

件数:

		2014				累計 (1991年～)
		米国内	二国間	多国間	合 計	
申請件数		31	74	3	108	1,964
締結件数	新規	11	42		53	885
	更新	9	39		48	516
審査中件数(年度末)	新規	34	149	4	187	N/A
	更新	28	119	2	149	N/A
破棄件数		0	0	0	0	11
申請取下件数		0	1	0	1	190

平均審査期間(月):

	新 規	更 新	全 体
米国内	26.7	36.9	31.3
二国間	44.2	35.7	35.7
全体	40.5	35.9	35.9

2013年から2014年にかけては、申請件数が111件から108件へと微減するとともに、締結件数が145件から101件へと大幅に減少し、年度末での審査中件数は331件から336件に増加しています。

2014年中に締結された二国間APAは、47パーセントが日米間のものとなっており、2位のカナダ(15%)、3位の英国(10%)、4位の韓国(8%)を大きく引き離しています。

連邦議会上下両院で予算決議を可決

連邦議会上下両院でそれぞれのバージョンの予算決議が可決され、4月初旬の休会明けに召集が見込まれる両院協議会での交渉に向けた動きが本格化しています。連邦予算法では、予算決議を毎年5月15日までに成立させることが義務づけられていますが、この期日が遵守されなくても罰則規定はありません。

上下両院により合意された最終予算決議は、今後の歳出法案および税法改正法案の審議時の予算ガイドラインとなりますが、実際の歳出や税法改正に関する条項は含まれず、大統領による署名も必要ありません。

下院では、数人の議員により提出された異なる案を審議した後、予算決議案が3月26日に可決されました。下院で採択された最終決議案は、下院予算委員会により承認された案に近いもので、以下の税法改正に関する提案が含まれています。

- 個人、法人、パススルー事業体の税率引き下げ(目標は、個人所得税、法人税ともに最高税率25%)
- 代替ミニマム税の撤廃
- 全世界課税制度から「より包括的な国際課税システム」への移行

- 特定の権益を保護し、経済活動を歪める税法上の抜け穴を塞ぐことによる課税ベースの拡大
- 増税条項、強制規定、補助金制度等を含むオバマケア制度の完全廃止

また、下院の予算決議は、下院政策委員会に対し、増税を行うことなく今後10年間で財政赤字を10億ドル(マクロ経済予測ベース)減らす法案を起草することを指示しています。

一方、上院では、3月27日に予算決議が可決されましたが、本会議での長時間の審議

を経て、上院予算委員会で承認された案には、税法改正関連のものも含め多くの修正が加えられました。

当初、上院予算委員会により提案された予算決議には、以下の条項が含まれていました。

- 今後10年間で5.1兆ドルの歳出削減
- 代替ミニマム税の撤廃
- 税制改革、時限立法に基づく税法規定(具体的な規定は特定せず)の延長、医療機器物品税の撤廃等に関する税法改正案を考慮し、各委員会の歳入・歳出目標を見直し
- オバマケアの廃止
- 重要な税法改正案について、通常の歳入予測に加え、マクロ経済効果を反映した予測を作成することを両院租税委員会に義務づけ
- 税法改正に関する上院の審議手続の変更

上院で最終的に採択された予算決議には、次のものを含む税法改正関連の修正が加えられています。

- 労働者家庭、子供のいない労働者、中間所得層を対象とした給付還付金制度の拡充と延長
- 二酸化炭素排出の直接的または間接的原因となっている製品や事業体に対して二酸化炭素排出量に基づく税や手数料を課すことへの反対
- 内国歳入法第179条に基づく小規模事業者による固定資産取得費用の一括損金算入枠の100万ドルへの恒久的引き上げならびに設備投資上限額の250万ドルへの引き上げ(ともにインフレ調整あり)
- 米国の雇用の海外流出を回避するための法人税減税(具体的政策には言及せず)
- 連邦遺産税の撤廃

租税回避戦略に関する民主党レポート

上院財政委員会で「税制の公平性」に関する公聴会が実施された3月3日、同委員会の有力委員であるワイデン上院議員(民主党、オレゴン州選出)は、同議員のスタッフが租税回避策であると指摘する6つの税務戦略と、これらを防止するための政策・規制に関する提案をまとめた報告書を発表しました。この報告書で租税回避戦略であると指摘されている手法は、次の通りです。

- キャピタル・ゲイン課税回避を目的とした「カラー」等の複合的デリバティブ取引
- 課税繰延を目的としたウォッシュ・セール
- 通常所得をキャピタル・ゲインに、もしくはキャピタル・ロスを通算損に変換するためのデリバティブ取引
- パートナシップ持分の実質的所有認定ルールの適用回避のためのデリバティブ取引
- 短期ゲインを長期ゲインに変換するためのバスケット・オプション
- 課税回避を目的とした非適格繰延報酬プラン

2015年2月

2016会計年度予算教書における税法改正案

2月2日、オバマ大統領は、2015年10月1日から開始する2016会計年度における歳入と歳出に関する提案を示した予算教書を議会に送付しました。

概観:

オバマ大統領は、2011年予算管理法に基づく支出上限を740億ドル上回る裁量的経費の支出を提案しており、その内訳は国防費(5,610億ドル)と非国防費(5,300億ドル)が概ね半々となっています。

また、オバマ大統領は、6年間で4,780億ドルの輸送インフラ投資プログラムを実施する財源の一部を賄うため、米系多国籍企業が海外に溜め込んだ所得に対する一回限りの課税を行うことを提案しています。この海外に溜め込まれた所得に対する課税は、米国企業が今後海外で稼得する所得に低税率で每期課税する制度への移行プロセスの一環として位置づけられています。

オバマ大統領は、法人税率を28%に引き下げることを提案していますが、予算教書では、その具体的な財源が示されておらず、加速度償却制度や「借り入れを原資とした投資に関する優遇税制」を見直すことのみが記載されています。

個人に関しては、特定の高額所得者についてキャピタル・ゲインの税率を引き上げるとともに、相続や贈与時にキャピタル・ゲイン課税を行うことが提案されており、これが実現すれば、遺産への課税の考え方が抜本的に変更されることになります。

事業者関連の税法改正案:

2016会計年度予算教書に含まれている事業者関連の税制改正案の多くは、過年度の予算教書に含まれていた馴染み深いものが多くなっています。

- 在庫に関する後入先出(LIFO)法および低価法の撤廃
- パートナーシップのキャリド・イントレスト(ファンド・マネージャー等が成功報酬として受け取るキャピタル・ゲインの一部)の通常所得としての課税
- 保険業界税制の改革
- デリバティブの時価評価
- 同種交換ルール of 改正
- 社用ジェット機の減価償却ルールの改正
- 懲罰的賠償金の損金算入禁止
- 試験研究費税額控除制度の恒久化および改革
- 積極的金融活動に関するサブパートフルール上の例外規定の恒久化
- 関連者である支配下外国法人(CFC)間の支払いに関するルック・スルー規定の恒久化

なお、過年度に提案されていたものの中には、今回内容が大幅に修正されているものもあります。

500億ドル超の資産を保有する金融機関の負債に対する税率は、17ベースポイントから7ベースポイントに引き下げられる一方、課税対象を保険会社、貯蓄組合持株会社、証券取引所、資産管理会社、証券ブローカー・ディーラー、特殊金融会社、グループ内金融会社等にも広げることが提案されており、これらが実施されれば、2015会計年度の予算教書と比較して約2倍の歳入が見込まれることになります。

2016会計年度の予算教書には、新たにいくつかの重要な提案が含まれていますが、このうち最も重要性が高いのが米国企業の海外所得に対する課税制度の抜本的改革案であり、10年間で4,740億円の歳入増が見込まれています。現行の未配当所得に

対する課税繰り延べ制度に代えて、予算教書では、事業資産に投資された資本へのリスクフリー利回りを上回る外国所得に対してミニマム・タックスを課税することが提案されています。このミニマム・タックスは、国別に課税され、19パーセントから当該国の実効税率の85パーセントを減じた税率で每期課税されますが、現金による配当は米国で課税の対象とはなりません。

この外国所得課税の新制度への移行プロセスの一部として、予算教書では、従来米国で課税対象になっていないCFCの未配当所得に対して、14パーセントの税率で一回限りの課税を実施するとしています。課税対象となる所得に係る外国税については、14パーセントと米国の法人税の最高実効税率の比率を当該外国税に乘じた額について外国税額控除が認められます。当該税は5年にわたって納付することになります。

個人関連の税法改正案:

事業者関連と同様に、個人関連も馴染み深い提案が多く含まれています。

- 特定の控除や非課税所得の恩典の価値を上限28%とする。
- 調整後総所得(AGI)の30%の新ミニマム税(フェア・シェア・タックス)を導入する。
- 非課税の退職年金の拠出総額を制限する。
- プロフェッショナル・サービス業における自営業者拠出法(SECA)税の課税方法を統一する。
- 遺産税、贈与税、隔世相続税を2009年当時のレベルに戻す。

予算教書の主な改革案のひとつは、高額所得者のキャピタル・ゲイン課税制度に関するもので、これを中低所得者向け優遇税制の延長・拡大の財源とするため、キャピタル・ゲインに対する最高税率を現行の23.8%(3.8%の投資純所得税を含む)から28

%に引き上げることが提案されています。また、含み益のある資産の譲渡は原則として資産の売却と見なされ、含み益のある資産の贈与者や遺贈者は、譲渡時点で資産の時価が簿価を上回る額に対してキャピタル・ゲイン課税を受けることになります。予算教書では、遺贈の場合には一人あたり10万ドルの非課税枠を設けるとともに、主たる住居に関しては課税対象外とする現行制度を継続することや、小規模事業者に関する救済措置を導入することが提案されています。これらの改革により、10年間で2,080億ドルの歳入が見込まれています。

こうした高額所得者に対する新税の導入は、以下の中低所得者向けの優遇税制の拡充の財源となります。

- 子女税額控除および扶養者税額控除の最高額の引き上げ
- 子女税額控除の還付給付制度の恒久化
- 勤労所得税額控除制度の拡充と恒久化
- \$500の共働き税額控除の導入
- 学費税額控除制度の恒久化

財務省の解説：

財務省は、2月2日、予算教書に含まれている税法改正案を詳細にわたり解説した通称「グリーンブック」を発表しました。

ご質問

本稿に関するご質問はKPMGの貴社担当チーム、あるいは各記事に記載されている担当者までご連絡ください。

本文中の税務アドバイスは、弊社クライアントもしくはその他の個人や事業体が、①納税者に対して賦課される可能性があるペナルティーの回避を目的として使用することや、②調査対象事項について宣伝、マーケティング、推奨等を行うことを意図したものではなく、従ってこれらの目的には使用できません。

記事中の見解や意見は著者個人のものであり、必ずしもKPMG LLPのものではありません。また、記事中の情報は全て一般的なものであり、特定の個人もしくは事業体の状況への適用を意図したものではありません。

© 2015 KPMG LLP, a Delaware limited liability partnership and the U.S. member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in the U.S.A. The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

代表パートナー 一覧

米国総括パートナー

森 和孝

T: +1 212-872-5876

E: kazutakamori@kpmg.com

ロサンゼルス

前川武俊

T: +1 213-955-8331

E: tmaekawa@kpmg.com

アトランタ

五十嵐美恵

T: +1 404-222-3212

E: mieigarashi@kpmg.com

ニューヨーク

野本 誠

T: +1 212-872-2190

E: mnomoto@kpmg.com

シカゴ

メットキャフ康子

T: +1 312-665-3409

E: ymetcalf@kpmg.com

武田格生

T: +1 212-872-3094

E: ntakeda@kpmg.com

ダラス

モーゼズ・マーク

T: +1 214-840-2434

E: mlmoses@kpmg.com

シリコン・バレー

北野幸正

T: +1 650-404-4854

E: ykitano@kpmg.com

定期受信

Jnetは在米日系企業の皆様のためにKPMGの米国ジャパニーズ・プラクティスの専門家が会計、監査、税務、アドバイザー、等に関する内容を執筆したニュースレター(日本語・英語)で、年4回Eメールにてお届けしています。本誌は各号の日本語版をまとめたものです。

このニュースレターのEメール定期受信及び記載された事項に関するお問い合わせは、各事務所のジャパニーズ・プラクティス担当者、あるいは us-kpmg-jp.com までご連絡ください。

KPMG 米国ジャパニーズ・プラクティス

KPMG LLPのジャパニーズ・プラクティスでは、全米で約300名に及ぶバイリンガル・プロフェッショナルを擁し、米国でご活躍される日本企業の皆様に、監査、税務、アドバイザーに関する各種サービスをご提供しております。また、日本をはじめとする他国のメンバーファームとも緊密な協働体制を築いています。KPMGのスペシャリストは、企業組織全体を通じた事業価値向上に貢献する客観的なアドバイスを提供致します。